

攻めの園芸緊急生産対策事業 実施基準

攻めの園芸緊急生産対策事業実施要領(以下、「要領」という)に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 採択基準等

(1)ポイント

- ・県優先ポイントと地域ポイントを設定し、ポイントの高いものから採択を行う。
- ・県優先ポイントは、県野菜・果樹・花きの振興計画に基づき、県で推進する施策の取組みに対して付与する。(表1)
- ・地域ポイントは、事業計画の熟度やPQCの最適化による事業効果等を勘案して地域内で優先順位を設定し、最高順位の取組みに対して15ポイントを付与し、以下順位が落ちる毎に1ポイントを減じてポイントを付与する。県優先ポイントを付与した事業についても、地域内の優先順位に応じて地域ポイントを付与することとする。

表1 県優先ポイント

①中山間農業モデル地区強化(支援)事業のモデル地区	50 ポイント
②各品目の優先取組み	40 ポイント
ア 高度環境制御施設(低コスト耐候性ハウス内に導入する場合は対象外)	
イ 「ゆうべに」の電照施設、炭酸ガス発生装置、高設ベンチ、育苗施設	
ウ 花きの出荷調整施設における温度調整設備の導入 (ただし、受益者全員が日持ち認証取得済または取得申請中であること。また、JAが所有する出荷調整施設への導入は対象外)	
③高温対策関係	40 ポイント
ア 施設(多目的細霧冷房システム、換気施設、灌水施設、温度調整施設、さく井等)	
イ 資材(遮光資材、果実保護資材、鮮度保持資材、地温抑制資材等)	

(2)採択

- ・県優先ポイントと地域ポイントを設定し、合計ポイントの高いものから採択を行う。
- ・ポイントが同点で並んだ場合は、受益者1名あたりの平均事業費が低い順で採択する。

2 事業の目標

- ・PQC 向上生産対策の目標は、品質向上対策(P)、生産力向上対策(Q)、コスト低減対策(C)のいずれかとし、現状と比較し10%以上の向上(削減)を目指すものとする。
- ・高温対策の目標は、高温・強日射・乾燥による被害等が、現状と比較し10%以上軽減されることを目指すものとする。
- ・目標年度は、事業実施後3年とする。ただし、果樹の新植・改植の場合は、事業実施後5年とする。

3 採択要件

(1)事業実施者

- ・農業協同組合、農協連、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業者の組織する団体等
- ・受益者3戸以上(同一施設・機械につき3戸以上)とする。

(2)面積要件

- ・面積要件は、次に掲げる規模以上であることとする。

同一技術※として

野菜・果樹:30a 花き:20a

- ・花きを含む場合は、花きの基準を採用する。

※同一技術とは、同一部門で整備する施設又は機械、あるいは複数部門で共同利用する同一施設又は機械

(3)共同性の確保

- ・受益農業者は、以下のすべてを実施することとする。

①栽培管理作業の共同化

育苗、播種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

②資材の共同購入

肥料や農薬等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

③共同出荷

出荷に際しては共同で行うこととする。

④所有の明確化

当該事業で整備した施設・機械は、事業実施主体の所有であることが規約等により明らかであること。

⑤管理運営

共同で管理運営(一体的維持管理)されていること。

4 事業の内容及び補助対象経費等

(1)事業の内容及び補助対象経費、留意事項

区分	整備内容	補助対象経費及び留意事項
施設	ベンチ・ベッド施設、溶液土耕施設、多目的細霧冷房システム、換気施設、カーテン施設、かん水施設、暗渠施設、防除施設、電照施設、高度環境制御施設、温度調整施設、果樹棚、防鳥施設、省エネルギー施設、全天候型マルチ施設、炭酸ガス発生装置、防風施設等	施設の経費、施工費 事業費下限(税抜き) 100 千円/台・10a ※自力施工の場合、施工費は補助対象外 ※全天候型マルチ施設は別紙3
ハウス	耐風性ハウス(耐風速 25m/s 以上 35m/s 未満)	事業費上限(税抜き):ハウス本体で10,000 千円/10a 資材費、施工費、付帯施設

		※別紙4-2にあたるハウスの場合は施工費のみも対象 ※施設園芸共済へ加入すること(参考様式1) ※野菜においては、冬春トマト、冬春ミニトマト、冬春ナス以外の品目とする。
	中古ハウス	補助上限額(税抜き):ハウス本体と付帯施設併せて2,500千円/10a 補助対象経費は別紙5-2 ※補強等後、8年以上使用することを確認すること(参考様式2)
	雨よけハウス、トンネルハウス	資材費、施工費、付帯施設
	ハウスの補強等	下限事業費(税抜き)300千円/人 補助対象経費は別紙5-2 ※補強等後、8年以上使用することを確認すること(参考様式2)
機械	スマート農業関連機器	本体、センサー、通信に必要な機器、設置経費等 事業費下限(税抜き)100千円/台・10a ※通信費、クラウド利用料は対象外 ※導入効果を確認できる根拠データのあるものに限る ※環境モニタリングシステム機器は別紙7
	播種機、移植機、収穫調整機、培土配合樹、培土詰機、茎葉処理機、中耕管理機、土壌消毒機、土壌改良機、土壌分析装置、自走式運搬機、粉碎機(せん定枝等)、管理ビークル、防除・かん水機械、スピードスプレヤー、せん定機等	機械本体、設置費 中古機械を含む(別紙5-1) ※機械の輸送費、手数料は対象外 ※事業費下限(税抜き):100千円/台
さく井及び関連施設		さく井(概ね100mを上限)、水中ポンプ、用水管、付属部材、制御盤資材、圧力タンク、園地までの配管等 ※試掘は対象外 ※必要水量を確保すること ※さく井に関する同意書を提出すること(参考様式3)
果樹の新植・改植		苗木、土壌改良資材、作業労賃等 ※自家施工の場合、作業労賃は対象外 ※受益面積は、苗木を植栽した面積とする

資材	遮光資材、果実保護資材、鮮度保持資材、地温抑制資材等	高温対策として効果がある資材(ただし、消耗品ではなく、3年以上継続して使用できる資材)
----	----------------------------	---

(2)補助対象外

・以下の経費は補助対象外とする。

ア 農業以外の目的に使用可能な汎用性の高いもの

事務所、倉庫、農汎用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等

イ 受益者自らが施行する場合の労務費

ウ 施工業者等への手数料、振込手数料

エ 環境モニタリングシステム等の通信費、クラウド使用料、システム使用料

5 事業の実施

・事業費の低減が図られるよう、売買、請負等の契約をする場合は、基本的には一般競争入札に付するものとする。

6 事業実施状況報告

・事業実施年度から3年間、毎年事業計画に定めた目標に対する達成状況を報告する。

・ハウスを導入した事業主体は、事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

・実施状況報告最終年までに目標が達成されていない場合、当該事業実施主体及び構成員を含む別の事業実施主体が次年度以降において事業に取り組む場合、厳格な審査を行うものとする。

7 その他

・実施要領及び実施基準に規定のないものは、国庫事業に準じるものとする。

(添付資料)

別紙3 温州みかんの気象災害防止用マルチ施設の取扱いについて

別紙4-1 攻めの園芸緊急対策事業 耐風性ハウスの取扱いについて

別紙4-2 「産地パワーアップ事業」におけるパイプハウスのパイプ資材等の規格

別紙5-1 攻めの園芸緊急生産対策事業における中古機械の取扱いについて

別紙5-2 攻めの園芸緊急生産対策事業における施設の補強等及び中古施設の取扱いについて

別紙6 攻めの園芸緊急生産対策事業における作業受託組織の取扱いについて

別紙7 攻めの園芸緊急生産対策事業における環境モニタリングシステム機器の取扱いについて

別紙8 攻めの園芸緊急生産対策事業における高温対策資材の取扱いについて

参考様式1 攻めの園芸緊急生産対策事業における国の共済制度等の加入に関する誓約書

参考様式2 ハウスの利用期間に関する申出書

参考様式3 さく井工事に関する同意書